

豊川市制限付一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）第58条の規定に基づき、豊川市が発注する建設工事において、工事の質を確保し、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を高めるとともに、不良不適格業者の参入を防ぐことを目的として行う制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 建設工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(一般競争入札に付する建設工事)

第3条 一般競争入札に付する建設工事は、設計金額が130万円を超える建設工事とする。

(一般競争入札の入札参加資格等)

第4条 一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、建設業法第3条に規定する許可を受けた者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の入札参加資格者名簿に登録されたもののうち、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 入札日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの間において、指名停止処分を受けている期間にない者であること。
- (3) 入札日現在において、市長が定める当該入札への参加資格を有している者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、豊川市発注工事等から排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格者の中に同一人を代表者とする他の法人等がある入札参加資格者は、当該他の法人等が参加する入札には参加することができない。

3 入札後、落札決定までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当し、又は市長が定める当該入札への参加資格を失った者がした入札

は、豊川市契約規則第11条第1号に掲げる入札とみなす。

(共同企業体方式により一般競争入札を行う場合の取扱い)

第5条 一般競争入札を特定建設工事共同企業体方式によることの適否及び特定建設工事共同企業体方式により一般競争入札を行う場合における構成員の数は、市長が豊川市入札等審査委員会の審議を経て決定する。

2 一般競争入札を特定建設工事共同企業体方式により行う場合の参加資格の要件は、特定建設工事共同企業体及びその構成員のそれぞれについて、市長が第4条の規定に準じて定める。

3 特定建設工事共同企業体の結成手続については、豊川市共同企業体取扱要綱の定めるところによる。

(一般競争入札の制限)

第6条 市長は、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、工事の規模、内容等に応じ、次に掲げる事項について制限を付することができる。

- (1) 本店または営業所の所在地
- (2) 建設業法に基づく許可の種別
- (3) 同種の工事の施工実績又は対象工事についての技術的適性
- (4) 経営規模等評価結果の総合数値
- (5) 指名停止の状況
- (6) その他市長が特に必要と認めて公告する事項

2 前項の規定により付する制限は、市長が豊川市入札等審査委員会の審議を経て決定する。ただし、設計金額が3,000万円未満の建設工事に係る一般競争入札は、豊川市入札等審査委員会専門部会の審議を経て決定する。

(一般競争入札の公告)

第7条 地方自治法施行令第167条の6第1項に規定する公告は、豊川市役所前の掲示場に掲示して行う。

(入札参加資格の確認)

第8条 一般競争入札への参加を希望する者は、前条に規定する公告に従い、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、一般競争入札への参加を希望する者が特定建設工事共同企業体である場合は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)によらなければならない。

2 市長は、第6条の規定により一般競争入札に制限を付した場合において必要があると認めるときは、前項の申請書に一般競争入札参加資格に係る資料(様式第3号)を添付させることができる。

3 第1項の規定による申請に対する資格審査の結果は、一般競争入札参加

資格確認通知書（様式第4号。以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、申請をした者が特定建設工事共同企業体である場合の通知は、代表者に対して行うものとする。

4 電子入札における入札参加資格の確認については、別に定めるものとする。

（通知内容に不服がある者への説明）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、書面（様式第5号）により市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する書面が提出されたときは、速やかに書面（様式第6号）をもって回答しなければならない。

（設計図書の閲覧等）

第10条 一般競争入札に付する建設工事の設計図書の閲覧又は貸与を希望する入札参加資格者は、設計図書閲覧（貸出）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について審査し、適当と認めるときは、当該設計図書を契約担当課において閲覧に供し、又は期間を定めて貸与するものとする。

（入札への参加）

第11条 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札会場へ入室しようとするときは、確認通知書を職員に提示しなければならない。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第13条 市長は、入札参加資格者に談合その他不正の行為があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札回数）

第14条 入札の執行回数は、初度及び再度の入札を合わせて3回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表している場合にあっては、1回とする。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 市長は、この要領の施行の日前においても、この要領に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市制限付一般競争入札要領の規定に基づいて作成されている一般競争入札参加資格確認申請書その他の用紙は、改正後の豊川市制限付一般競争入札要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。